

2025年度 労働者派遣事業の実績情報

～「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に基づく情報公開～

対象期間: 2025年4月1日～2026年3月31日

許可番号	派13-302827	許可年月日	平成19年 6月 1日
事業所の名称	株式会社ニッケン鋼業		
事業所の所在地	東京都千代田区外神田4丁目14-1 秋葉原UDX 13F		

(1) 派遣労働者の数(1日平均)

- 1) 日雇派遣労働者 0人
- 2) 日雇派遣労働者以外の労働者
- ① 常時雇用される労働者 24人
- ② 常時雇用される労働者以外の労働者 0人

(2) 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

8事業所

(3) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

26,831円

(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))

(4) 派遣労働者の賃金の額の平均額

18,544円

(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))

(5) マージン率

$$\frac{(\text{労働者派遣の平均料金}) - (\text{派遣労働者の平均賃金})}{(\text{労働者派遣の平均料金})} \times 100 = 30.8\%$$

(6) 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の有無	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
有 (協定の有効期間の終期:2027年3月31日)	全ての派遣労働者

(7) 教育訓練に関する事項

1) 派遣労働者等教育訓練実績

教育訓練の種類	延べ人数 (人)	方法		実施 期間 (時間)	派遣労働者の 費用負担の 有無
		OJT (賃金支給の状況)	Off-JT		
遵守事項、災害事例	10	有給	無給	0.6	有 (無)
安全作業標準教育	16	有給	無給	0.5	有 (無)
メンタルヘルス、衛生講話	2	有給	無給	0.5	有 (無)
4Sに関する事項	0	有給	無給	0	有 (無)
防災に関する事項	4	有給	無給	1	有 (無)

以 上